

*South China - Asia Business Report*Vol. **28**
December
2013

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

中国(上海)自由貿易試験区への期待 3

消費市場としての新興国の可能性 ～カンボジア～ 8

Regional Business

India インドの税制 [46]

2013 年新会社法～企業の社会的責任(CSR)～ 12

Vietnam

ベトナムにおける IT 企業設立の概要と
実務上の留意点 16

China 解説・中国ビジネス法務 [11]

「中国(上海)自由貿易試験区
銀行業監督管理関連問題に関する通知」 21

China

「中華人民共和国企業破産法の適用の
若干問題に関する規定(二)」の解説 23

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア 28

Briefs

Topics

中国(上海)自由貿易試験区への期待～

9月末に設立された中国(上海)自由貿易試験区に内外企業の注目が集まっている。先ごろ発表されたマスタープランでは、外資導入による第三次産業の発展を実現させ、産業構造転換を推し進めるとともに、金融セクターでの効率化・自動化に向けた制度改革を具現化していく方針がうたわれている。

同区ではサービス業6分野 18 業種における外資への開放拡大や、金融サービス業の全面開放を睨んだ金融サービスの新枠組づくりなどが実施される見込みだが、これまでに公布された関連規定に具体的な方策は示されていない。新政権下における改革・開放のテスト地域として動き始めた同区の現状と、今後想定される改革・開放分野について考察する。

消費市場としての新興国の可能性 ～カンボジア～

チャイナ・プラスワン、タイ・プラスワンなどと呼ばれる動きの中、CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)各国への関心が高まっている。一方、経済発展の遅れや脆弱なインフラ等を理由に、製造業に比べ、サービス業において新興国戦略に着手しているケースは多くない。本稿では、昨今、日系サービス企業の進出が目立ち始めたカンボジアの消費市場に焦点を当て、果敢に現地市場に臨む日系企業の実例やその背景について紹介する。



Regional Business

 インドの税制 [46] 2013 年新会社法～企業の社会的責任(CSR)～

新会社法で新たに規定された CSR(企業の社会的責任)、および最近インド企業省より追加で公表された CSR ルールの規定について解説する。

新会社法では、会計年度で純資産・売上高・純利益が一定以上の企業に CSR 委員会の設置や、特定の CSR 活動への拠出、CSR への取り組みの開示等を義務付けている。また、CSR 委員会のメンバーのうち1名は独立取締役でなければならない。

外国企業の支店や駐在員事務所等、対象外とな

る企業を除き、要件に該当する可能性がある企業については、早めの対応をお勧めする。

 ベトナムにおける IT 企業設立の概要と実務上の留意点

各国の IT 企業からオフショア開発拠点として注目を浴びるベトナムでは、IT 企業の誘致が重要政策と位置づけられ、税制優遇措置も設けられている。ここでは、当地に IT 企業を設立するに当たっての進出形態や所要期間、ライセンスの種類等基本事項のほか、優遇税制を享受するための税務上の留意点、外国人駐在員の労働許可証取得や人材確保の現状等について説明する。

解説・中国ビジネス法務 [11] 「中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」

「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づき、銀监会が公布した「中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」について解説する。

同通知は全体方案で規制緩和の方針が示されていた、上海自由貿易区の金融機関に対する監督および管理に関する規定であり、全8条からなる。内容は原則および方向性を示すにとどまっており、今後の規定を待つ必要があるものの、同区を活用した新しいビジネススキームを描く上で、関連企業は留意する必要がある。

「中華人民共和国企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)」の解説

破産財団の認定に係わる法律の適用を更に明確にし、破産債権の公平で秩序ある配分を実現するため、最高人民法院は9月16日、「企業破産法の適用についての若干の問題に関する規定(二)」を施行さ

せた。48条から構成される本規定は、破産財団の認定、否認権、取戻権、相殺権、訴訟時効などについて定めており、破産財団の的確な認定や、効率的な破産財団の解釈において極めて重要な指針となる。本稿では企業破産法およびそれに関連する法律規定に照らしながら、本規定のポイントについて解説する。

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア

2013年2Qの実質GDP成長率は、前期比年率+5.5%と1Qの▲1.4%から大きく持ち直した。もっとも、個人消費は減速し、輸出も減少するなど、景気は力強さを欠いている。

13年後半の景気は堅調に推移するとみている。14年も景気は緩やかに加速するであろう。世界経済の回復を受け、輸出の増加ペースが高まるほか、総固定資本形成ではイスカンダル・マレーシアでの大型投資が続くことにより、堅調に拡大するとみている。以上より、14年の実質GDP成長率は+4.5%と予測する。

Editorial

数年ぶりにラオスを訪問する機会を得、首都ビエンチャンと中部サワンナケートを視察しました。ASEAN新興国の中でも人口が少なく、観光や農業など一部を除き目立った産業が見られなかった同国ですが、ビエンチャンは以前に比べ人も車も増え、時間帯によっては交通渋滞もみられるほど。前回訪問時はさら地だったサワンナケートの工業団地では日系メーカーの工場が稼働を始めており、発展に向けて動き始めた同国の現状を肌で感じることができました。

2015年のASEAN市場統合を控え、発展の余地が大きい新興国に日系企業の関心が高まっています。日本政府もODAによる経済回廊の整備や安倍首相の訪問などで関係強化を図っており、各国の対日感情も良好です。ただ、新興国はさまざまな面で発展途上の部分が多く、調達や物流、インフラの整備、人材など数々の課題も抱えており、割安な人件費や競合他社の少なさだけで判断するのはリスクが高いといわざるを得ません。ゆっくりとではありますが着実に発展していこうとする各国の状況を踏まえつつ、自社のビジネスをいかに展開させていくのか——。速やかかつ慎重な判断とともに、10年後、20年後を睨んだ戦略が求められています。



中国(上海)自由貿易試験区への期待

吉浦 賢哉 みずほ銀行(中国) 中国営業開発部

国務院が今年7月3日に「中国(上海)自由貿易試験区の全体方案」を可決してから3カ月余り。9月末に正式に設立された「中国(上海)自由貿易試験区」(以下、「自貿区」と略)は、当初の期待からはややトーンダウンしているものの、中国政府による新たな改革・開放に向けた試行地域として、引き続き内外の注目を集めている。では、自貿区では何が開放され、どんなメリットがあるのか——。これまでに明らかになった政策・通達や当局等へのヒアリングを元に、自貿区の可能性について考察する。

(本稿は、11月22日にみずほ銀行香港支店で開催した「みずほカオルーン・セミナー」での講演内容の抜粋・要約をベースに最新の動向を踏まえ編集したものである。)

自由貿易園区から自由貿易試験区へ

上海の外高橋保税區等を基盤とし、貿易・物流・流通を行うにあたり香港のように利便性の高い港を作っていこうという、物流を中心としたフリーポート構想として、上海市は従来より“上海自由貿易園区”の建設を目指していた。かかる状況の下、新政

権下の中国政府は持続可能な経済発展モデル変革を目指し、改革開放のスピードアップ、深化が不可欠との問題意識を基に、この“上海自由貿易園区”構想を単なる港湾としての国際競争力強化にとどめるのではなく、全中国のための改革・開放の実験場とすべく、新たに“中国(上海)自由貿易試験区”を本年9月29日に設立した。括弧書きの“上海”、新たに付加された“試験区”の名称が当該地域の国家における位置づけを象徴していると言える(図表1)。

“自由貿易試験区”に上海が選ばれたのは、中央政府が新政権下で「改革・開放」を更に進めていくに当たっての基礎条件、すなわち、

- ① 対象地域に広範な企業基盤(1万社以上)が既に存在している
- ② 充実した監督管理制度と経験がある
- ③ 地理的優位性があり、今後設立される後発

【図表1】自貿区の位置



自貿区は、外高橋保税區、外高橋保税物流園区、洋山保税港區、上海浦東空港総合保税區の4地域、計 28.78km² が対象。自貿区管理委員会が政府当局となり、トップには上海の副市長が着任し、副部長級にアップグレードされた。また、10 月末時点で約 300 社弱が設立登記され、うち 9 割が中資系という。(資料) 中国(上海)自由貿易区管理委員会資料より

地区の自由貿易区開発において強い牽引力が期待できる

という3つの理由、そして上海を2020年までに国際金融・航運センターとする目標¹がかみ合ったためということになる。

ただ実際は、自貿区が国務院で可決された7月以降、報道等もあって一旦は大きな盛り上がりを見せたものの、9月29日の設立式典に中央政府から

要人が来なかったこと、また、10月以降に明らかになった政策が当初期待されたほど具体的な内容でなかったことなどにより、一時は自貿区に対する中央政府の本気度に対する懸念ムードが漂った。しかし、先ごろ閉幕した三中全会の決定の中で自貿区が「改革開放の重要政策」であることが明示され、中央政府が不退転の決意で改革・開放を進めていく姿勢を明らかにしたことで、企業の間では再び、期待が高まっている。一方で、自貿区にて推進していく改革開放の具体的施策の多くはこれからであり、多くの外資系企業は様子見モードが続いている。今後政策が明らかになるに連れ企業の動きも活発化するものと思われる。

改革開放の実験場に

自貿区の主要目標・措置については、国務院が公布したマスタープラン²に示されている(図表2)。

これをみると、まず一つは、もともと自由貿易園区として当該地域が目指していた、(1)貿易・物流面での利便性向上による国際競争力強化を図ること、そしてこれに加え自貿区独自のものとして(2)中国の改革・開放の実験場を目指していく——という方針がうかがえる。より具体的には、下記3つの分野についての改革・開放を実験場として推進していくことが、自貿区に与えられた重要なミッションと考えられよう。

- ① 産業構造転換～第三次産業の発展：従前の成長モデルからの変化を実現するため、外資を導入し、サービス産業をはじめとする第三次産業の競争力強化

【図表2】「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」の主な項目

一. 全体要求

指導思想/全体目標/実施範囲

二. 主要任務・措置

(1) 政府の機能転換の加速

1. 行政管理体制制度の進化

(2) 投資領域の開放・拡大

2. サービス業の開放拡大

3. ネガティブリスト管理モデル構築の模索

4. 対外投資サービス促進体系の構築

(3) 貿易発展方式の転換促進

5. 貿易の転換・高度化の推進

6. 国際航運サービスのレベル向上

(4) 金融領域の改革開放の深化

7. 金融制度改革の深化

8. 金融サービス機能の増強

(5) 法制領域の制度保障の完全化

9. 法制保障の完全化

三. 相応する監督管理・税収制度環境の創設

(1) 監督管理サービスモデルの革新

第一線の開放/第二線の効率的な管理

(2) 試験区に付属する税収政策の模索

四. 組織的な実施の確実で適切な遂行

(資料) マスタープランに基づき、みずほ銀行(中国)作成。
以下同

¹ 国務院の方針として、2009年4月《上海市における現代サービス業、先進製造業の急速な発展、国際金融センターおよび国際航運センターの建設を推進することに関する国務院の意見》を提出、その中で2020年までに上海を国際金融センターおよび国際航運センターとする目標が明記されている。

² 『中国(上海)自由貿易試験区の全体方案』の印刷・配布に関する通達(国発[2013]38号)

② 金融自由化・制度改革：国の競争力向上を目指し、金融セクターでの効率化・自由化に向けた改革促進

③ 法治・行政改革（政府機能の効率性追求）：行政手続き・管理監督手法の非効率性改善

具体的には、マスタープランの中に以下の6項目を2～3年かけて実現することが最終目標として掲げられている。

- a) 参入前内国民待遇、ネガティブリスト管理（＝原則許可）を核心とする外国投資管理の新体制
- b) サービス貿易、オフショア貿易を重点とする貿易業発展の新方式
- c) 資本取引自由化、金融サービス業の全面開放を睨んだ金融サービスの新枠組
- d) 貨物状態（完成品、仕掛品、原材料等）の分類を基準とする監督管理の新モデル
- e) 投資育成、創造・革新を助長する税收政策
- f) 国際化、法治（ルール）化を促進する行政管理制度、法律・法規体系

したがって、今後公布されるであろう新たなルール・法規制についても、この方向性に沿って作成されるものとなることが見込まれる。

外資はサービス分野の開放拡大に注目

マスタープランのうち、投資分野で外資企業にとってポイントとなるのは図表2の主要任務・措置(2)にあるサービス産業の開放拡大、つまり6分野 18

【図表3】規制緩和されるサービス業 6 分野 18 業種

分野	業種
金融	銀行業、健康医療保険、ファイナンスリース
航運	海洋貨物運輸、国際船舶管理
商業貿易	電信付加価値、ゲーム機・アミューズメント機器の販売
専門	弁護士業、信用調査、旅行、人材仲介、投資管理、工事設計、建築
文化	公演マネジメント、娯楽施設
社会	教育研修・職業訓練、医療

業種における外資への更なる開放・規制緩和の推進である（図表3）。これを受け、一部企業は早くも、従前不可能であったビジネスを展開していく計画を明らかにしている。

他方、外商投資分野の開放の枠組みとして、最終目標とされたネガティブリスト管理モデルによる参入前内国民待遇の実現については、外資企業設立は商務部門の許認可ありきであった従前の方法からみて、かなり大胆な方向転換といえる。ネガティブリスト対象業種以外の外資企業設立は既に、自貿区総合サービスセンター窓口にて1枚の申請表で申告、一括処理を行うワンストップサービスを実現しており、会社設立に要す時間の大幅短縮が実現されている。先ごろ明らかになった 2013 年版ネガティブリストを見る限り、現在有効な「外商投資産業指導目録」禁止類・制限類の対象がほぼ踏襲されており、規制緩和という観点からは期待はずれとの厳しい声も聞かれる。ただし、2013 年版リストはどちらかと言えば自貿区設立に間に合わせ公表することに重点が置かれた感があり、当局も更に絞り込まれたネガティブリストを 2014 年版、2015 年版という形で公布することを明らかにしている。

また貿易関連措置で注目されるのが、当地に設置した統括会社への優遇策だろう。詳細は関連規

定の公布を待つ必要があるが、中国を含めたネットィング決済ができるようになったり、中国内外を結ぶプーリングをリンクできるようになること、さらには優遇税率の適用などが期待されている。ただし、自貿区では政策優遇ではなく、制度改革に力点が置かれているため、区外への拡張可能性を模索しつつ、区外との過度なアンバランスを避ける方針もあり、進出企業に対する税制優遇については現時点でほとんど明らかになっていない³。

法制度については、自貿区に設立される企業に対し、中国会社法の一部規定を適用しない方針が示されている⁴。このなかには、授權資本金のみを登記し、払込資本金額の登記は不要とする制度への変更、最低資本金の撤廃、営業許可証取得後に認可事項の申請を可能とする「先照後証」方式の採用⁵などが盛り込まれており、許認可・登記手続きの大幅な簡便化が見込まれる。

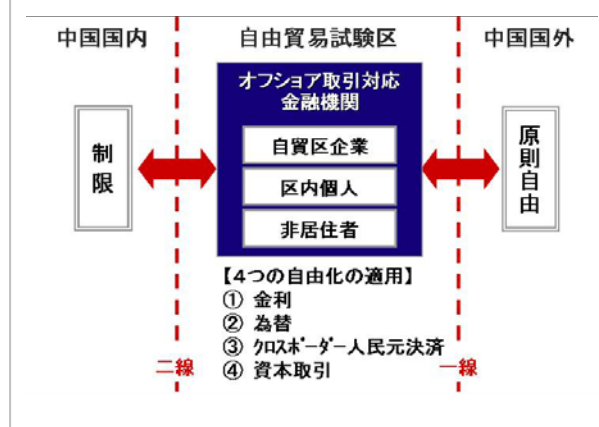
自貿区における金融自由化

さて、改革・開放措置の中で最も期待される金融分野での自由化であるが、大きな方向性としては①金利、②エクスチェンジ、③クロスボーダー人民元決済、④資本取引——の4つの自由化を進めていくことになる。金融に関しては自由化のインパクトが予見しづらい点に鑑み、一気に自由化を進めるというよりは、限定された範囲で実験を行い、その効果を見極め徐々に拡大させていくという手法がとられるものと考えられる。具体的には中国の一般

地域とは分離されたオフショア金融という「空間」と、特定の企業グループという「範囲」(区内企業に加えて、区外中国内地域に所在する企業も含めた企業グループという括り)を隔離したうえで、これら自由化を具現化していくものと思われる⁶。

このうちオフショア金融については、オフショア業務取扱資格を有する銀行にオフショア取引専用口座(自貿区内企業、自貿区内個人、非居住者等が開設可能)を開設して行うことで、一般の取引と明確な分離管理を実施する。オフショア取引専用口座とその他の一般口座(中国内自貿区内・外)との間でどのような資金のやりとりが可能か、という点がオフショア金融の利便性・活用可能性にとって重要なファクターとなるが、具体的なルールについては実施細則の公表が待たれる。(図表4)。

【図表4】自貿区におけるオフショア金融のイメージ



³ 2013年11月末時点で明らかになっているのは、10月15日付「中国(上海)自由貿易試験区の関連輸入税収政策についての通達」(財関税[2013]75号)のみ。

⁴ 『国家工商行政管理総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見』の印刷・配布に関する通達(工商外企字[2013]147号)

⁵ 事前認可が求められている事項を除く。

⁶ 2013年12月2日中国人民銀行は『金融による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する意見』を公布し、金融分野に関する規制緩和の方向性を示した。具体的な実施には更なる実施細則の公表を待たなければならない。向こう3カ月で本意見の大部分を実行に移し、半年で初期の経験を総括し、1年くらいかけて区外への拡大を可能とする金融管理モデルを構築したいとの意向が示されている(2013年12月3日中国人民銀行上海総部責任者の記者会見上での発言)。詳細は、みずほ中国 ビジネス・エクスプレス第290号を参照されたい。

いずれにしても、これまで厳格に規制されていた金融分野において、いわゆる参入障壁の緩和・開放や、オフショア金融制度の創設、グループ統括機能強化のための政策実施、各種金融プロダクツの開発等が行われることは、企業活動にとって大きなメリットをもたらすものと期待される。

中国国内に拠点を置く日系企業の間では、①規制緩和・開放分野での自貿区内企業設立による新規参入の模索、②既存の区内進出企業による税関・税制・金融面でのメリット享受のための当局への働きかけ、③グループ統括機能を区内に設置した場合に享受できるメリットについての検討（資金管理センター、集中決済センター、商流変更も視野に入れたラインボイスセンター設置等）、④デベロッパーや保安サービス等、自貿区への企業集積による間接的なビジネスチャンスを狙う動き——が始まっている。未だ法規制面で不明瞭な点が多いものの、新たなビジネスチャンスの模索、改革・開放のメリットをいち早く享受できるよう、引き続き同区の動向に注目されたい。



消費市場としての新興国の可能性 ～カンボジア～

坂内 和隆 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

近時、ASEAN のラストリゾートとして CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)が関心を集めている。日系企業がこれら新興国に興味を持つ理由の多くは、安価な労働力を背景とした製造拠点としての魅力であろう。生産コストを圧縮し、ASEAN FTA を見据えた域内サプライチェーンを構築する——、いわゆるチャイナ・プラスワン、タイ・プラスワンなどと呼ばれる動きである。

他方、CLM各国は、世界最貧国という一人当たりのGDPの低さや経済発展の遅れ、あるいは政治的背景などから、これまで日系企業にとって消費市場として注目されることは少なかったように思われる。本稿では CLM の中でもタイ、ベトナム両国に挟まれたカンボジアを中心に新興国の消費市場としての可能性について、実際の現地の様子をご紹介します。考察する。

拡大する消費市場

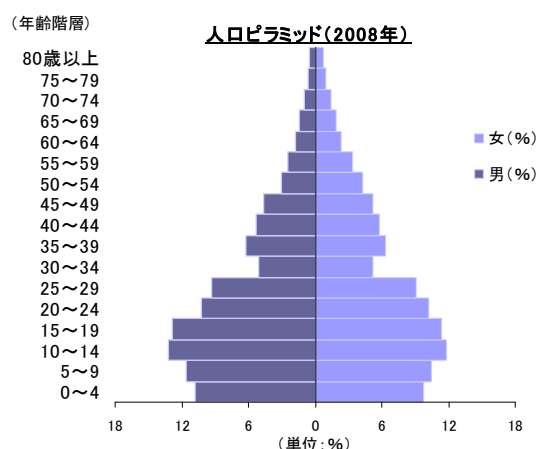
日本国内の市場が縮小する中、製造・サービスにかかわらず、多くの日系企業が中国を含むアジア市場での販路拡大を目指している。かかる状況下、他の外資企業との競争が激化する中国や

NIES、また ASEAN 中進国などに比べ、新興国は先行者メリットを得やすく、将来的な経済成長や人口増が期待できる潜在市場として関心が集まりつつある。

中でもカンボジアは外資規制がほとんど見当たらないことのほか、目立った欧米企業の進出もみられない。既に多数の日系企業が進出するタイ、ベトナムの中間に位置するという地理的環境、さらには若年人口の多さ(図表1)など複数の要因から、有望な投資先のひとつとみられているようだ。

既に同国では一人当たりの名目GDPが973ドルと、バイクによるモータリゼーションが始まると言われる1,000ドルを目前にしており、通勤・通学時間帯の市街地では渋滞も発生するなど、バイクが広く市民の足となっていることが分かる(次頁写真右上)。日系二輪メーカーも早くから同国への進出を果たし、

【図表1】カンボジアの人口構造



(資料)カンボジア政府 National Institute of Statistics
「General Population Census 2008」

同国市場で優勢にあるが、公共交通機関の不足、また地方での需要増など高まるニーズに現地生産による供給が追いつかず、輸入による供給も増えているという¹。

こうした旺盛なニーズにいち早く対応し、順調に業績を伸ばしている日系企業がイオン・マイクロファイナンスだ。タイを中心にベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスで事業展開しているが、カンボジアではバイクや家電などの分割払いサービスを提供しており、急速な取扱高増により早々に黒字化を達成し、加盟店 1,000 店舗を計画しているという。実際にプノンペン市内を視察すると、バイク店の店頭には日系メーカーをはじめとしたバイクがずらりと並び、店頭にはイオンのロゴマークが入ったパラソルが立つなどの攻勢ぶりが見られた(写真右下)。

カンボジアで進む市場化の動き

バイクやこれに関連したサービスに限らず、これまで現地になかったニーズを掘り起こし、手付かずの市場に果敢に挑戦することで先行者メリットを得ようとする企業の動きは徐々に広がっている。例え



建設中のイオン・モール

¹ 同国統計によると、2012 年の輸入製品で二輪車が最も伸び率の高い前年比 65.1% 増となった。



カンボジアでもモータリゼーションが始まりつつある



バイク店の店頭に並ぶイオンのパラソル

ば、アジア・シフトを加速しているイオン・モールは 2014 年 6 月に ASEAN 最大級の大型ショッピングモールを首都プノンペンに開設する計画で、目下、建設工事が着々と進められている(写真左下)。モール内の 180 区画には 40 を超える日系企業が飲食、アパレルを中心に出店を予定しており、これを機にカンボジア進出を果たす日系企業が増えることが予測される。このほかにも、マレーシア系百貨店大手のパークソンが、プノンペン空港近くにモールを建設し、17 年 6 月に開業する計画だ。家電量販店のノジマはプノンペン 1 号店を 14 年中に開店予定で、白物家電や AV 機器、携帯電話の販売を行うという。同社が単独で海外に進出する初めてのケースで、カンボジアに消費地としての可能性を見出しているものと推察される。

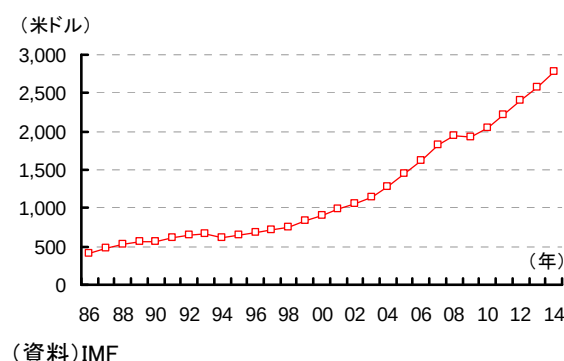
外食産業についても、外資企業の進出が加速する兆しが見え始めている。同国では、米ケンタッキーフライドチキンが 07 年、英コスタ・コーヒーが 12 年末、バーガーキングが 13 年 2 月に当地進出を果たしており、観光客が集まる空港や、繁華街の大通りを中心に店舗を構えている。日系企業では吉野家が、観光客が多く集まるアンコールワットがあるシェムリアップに現地企業のFC形態で1号店を出店、5年以内に5店舗を計画しているほか、個人で起業し飲食店を営んでいるケースも多いようだ。

高まる所得増への期待

とはいえ、カンボジアは未だ、世界最貧国の一つであり、人口も 1,468 万人²と少ない。では、各社はどこに商機を見出しているのだろうか。

一つには、アジア、特に新興国に多い、都市部と農村部の人口集積度の格差、また高～中所得者層と低所得者層の所得格差があると推察される。イオンの調査では、首都・プノンペン中心部の建設予定地から5km 圏内には約 70 万人が居住し、このうち月あたり世帯収入が 400 米ドル(以下、ドル)以上の中間所得層が 78%を占めるという。マクロ統計では最貧国でも、地域やターゲットを絞ることで、

【図表2】GDP(PPP ベース)推移

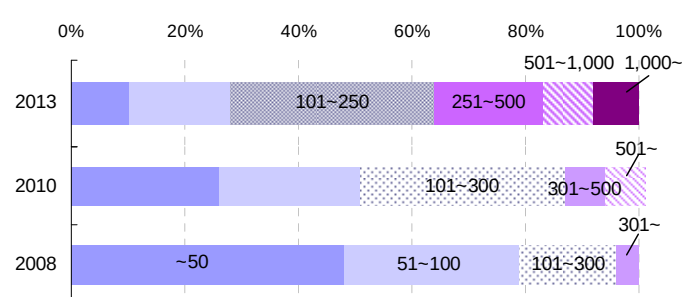


十分な顧客獲得が見込めるというわけだ。

また、一人当たりの名目GDPは低いものの、購買力平価(PPP)ベースのGDPをみると、2012 年は 2,395ドル、14 年には 2,776ドルと、所得は着実に増加している(図表2)。プノンペン中心部にある地場系の老舗ショッピングセンター・ソリヤを実際に訪れると、平日の日中にも関わらず賑わっており、タイや中国などからの輸入品と見られる家電製品や化粧品、食料品、生活雑貨などがところ狭しと並んでいた。一部調査によると、世帯収入が年間 5,000 ドル以上の中間所得層は年々拡大する兆しを見せており(図表3)、消費意欲が強い中間層は日系企業にとっても十分ターゲットになりうると思われる。

さらに、若年層が多い人口構造も魅力の一つだろう。同国の平均年齢は 20 台前半と非常に若く、化粧をしたり、髪を染めたりしている女性が多いなど、ファッションに対する感受性も高いように思われる。また、街中にある比較的安価なファストフードやカフェのほとんどが無料 Wi-Fi を提供しているのは、固定電話の普及を飛び越えてモバイルが普及している新興国特有のインフラ事情と、情報機器を使いこなす若者のライフスタイルを反映したものであろう。

【図表3】月額世帯収入の推移



出所:ISAID,IRI “Survey of Cambodian Public Opinion” 単位:米ドル
注:上記世論調査の回答者(各年 2,000 人)の世帯収入を参照

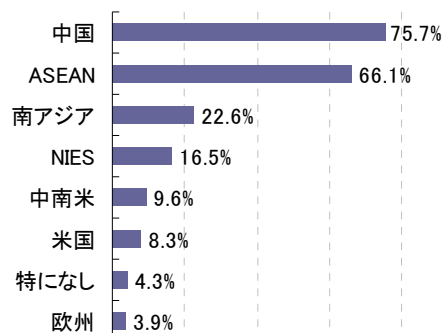
² 2013 年 3 月 3 日時点の人口統計による。

最後に

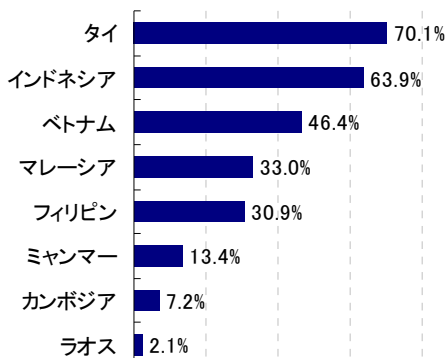
プラスワンを模索する製造業企業の間でCLM各国への視察が相次ぐなど具体的な動きが見え始めているのに比べ、多くのサービス業企業において、CLMへの市場開拓意欲は未だ高まっていない。当行が香港および中国・華南地域の日系企業を対象に実施した『アジアビジネスアンケート』³でも、「今後、最も力を入れていく予定の国・地域」としてASEANを挙げた企業が66.1%に上った(図表4)ものの、ASEANを主に販売市場と捉えている企業が「今後2～3年の間に市場開拓を強化する国」としてカンボジアを挙げたのは7.2%にすぎず、ASEAN先進国であるタイ(70.1%)や2億人超の人口を有するインドネシア(63.9%)、ベトナム(46.4%)には遠く及ばない結果となっている(図表5)。

また、国内調達が困難であることや物流・通信などインフラ面での整備が途上であることだけでなく、特にサービス業企業にとっては、教育やサービスの水準等を勘案すると、すべての企業にとってラストリゾートと言いきれない部分は多いだろう。しかしながら、既に述べたとおり、新興国の成長性、潜在性は高いものであり、所得水準の向上に伴い消費が増加していく——という好循環により、想定以上のスピードで経済成長・市場拡大が進む可能性は少なくない。現時点のマーケットは必ずしも大きくないかもしれないが、日系企業の投資先として十分な魅力を備えた国として、今後も成長著しいカンボジアに注目していきたい。

【図表4】「今後、最も力を入れていく予定の国・地域」



【図表5】「今後2～3年の間に市場開拓を強化する国」



(資料)みずほ銀行香港支店およびみずほ銀行(中国)広州、深圳支店による「アジアビジネスアンケート」集計結果より

³ 2013年6～8月に弊行香港支店、およびみずほ銀行(中国)深圳、広州各店の日系取引先231社から有効回答を得た。



【India】インドの税制 第46回

2013年新会社法 ～企業の社会的責任(CSR)～

加藤 正一 KPMG インド

1. はじめに

1956年に制定された現行のインド会社法である「Companies Act, 1956」(以下、旧会社法)は、制定以来、部分的な改正を続けられてきているものの、以前より現代のビジネスへ対応できていない等の問題点が国内・国外から指摘されてきた。これらの問題点を改善すべく、インドではこれまでも新会社法案について幾度となく議論されてきたが、実現に至らなかった。

今回57年ぶりにこの旧会社法の抜本的な改正が行われた。この改正後の会社法である「Companies Act, 2013」(以下、新会社法)は、2013年8月29日に大統領の承認を得て成立し、その一部についてはすでに施行済みである。

この新会社法において、今回新しく Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任。以下、CSR)について規定されており、この規定は今日現在まだ施行されていないものの、この規定によりインドは企業に対してCSR活動に対する一定の拠出を法令で強制する最初の国になると言われている。

本稿では、新会社法および最近インド企業省より追加で公表されたCSRにかかるDraft Rules(以

下、CSRルール)¹の規定について概要を解説する。上記のとおり、このCSR規定はまだ未施行ではあるものの、この規定が現状のまま施行された場合、一定の要件に該当する会社が検討すべき事項およびその影響は無視できないものとなる。

なお、CSRに関する規定は14年4月1日から開始される会計年度から施行されるが、それまでの期間においてその内容につき変更される可能性がある点についてご留意いただきたい。

2. 要旨

CSRに関する規定の要旨は、以下のとおりとなる。

- 一定の要件を満たすすべての会社(後述3「該当要件」参照)は過去3年間の会計期間の平均純利益の少なくとも2%を特定のCSR活動(後述6「適切なCSRへの拠出とみなされる活動」参照)へ使用することが強制される。
- 一定の要件を満たすすべての会社はCSR委員会を設立する必要がある。CSR委員会は会社のCSRポリシーを作成するとともに、会社によるCSR活動をモニターしていくこと

¹ 正式名: Proposed Draft Corporate Social Responsibility Rules under Section 135 of the Companies Act, 2013

が求められる。

- 取締役会は、会社が CSR ポリシーにしたがって特定の CSR 活動に対して適切な拠出を行うこと、CSR ポリシーおよび CSR 活動を開示することについての責任を負う。

3. 該当要件

その会計年度において以下の要件のいずれかに該当するすべての会社は、新会社法のもとで規定されている CSR に関する規定に準拠しなければならない(135 条1項)。

- (1) 純資産が 50 億ルピー以上である
- (2) 売上高が 100 億ルピー以上である
- (3) 純利益が 5,000 万ルピー以上である

なお、この純利益については、CSR ルールにおいて、会計上の税引前純利益で、インド国外の支店(Branch)から生じた利益は含まないとされている。

これらの金額要件の基準日について新会社法 135 条1項では「during any financial year」と規定されているのみで、期末日等の明確な基準日について言及されていない。また、純利益については、CSR ルールにおいて、本規定の適用初年度(14 年4月から開始される会計年度)においては、過去3年間の平均的な純利益に基いて上記の判断を行うことが規定されている。

これらの要件のいずれかに該当した会社は、過去3年間の会計期間における平均純利益の少なくとも2%を特定の CSR 活動に拠出することが強制される。なお、この平均純利益は、新会社法

198 条において規定されている調整項目を考慮して計算されることとなる点に留意が必要である。ただし、当該規定は、支店や駐在員事務所等の外国企業を対象から除外している。

4. CSR 委員会及び独立取締役の任命

上記3の要件に該当するすべての会社は、3 名以上の取締役から構成されるCSR委員会を設置する必要がある。このCSR委員会のメンバーのうち1名は独立取締役²であることが求められている。

なお、上記のとおり、新会社法における CSR に関する規定では、CSR 委員会は3名以上の取締役に構成されることが求められている。一方、非公開会社では最低2名の取締役が要求されるため、2名の取締役を任命している日系企業が多いと考える。このような非公開会社が上記3の要件に該当する場合、CSR に関する規定の要件を満たす CSR 委員会を設置するために、新たに1 名以上の取締役を任命する必要があること、さらにその1名が独立取締役である必要があるという点に留意が必要である。

CSR 委員会は以下を実施することが求められる。

- (1) CSR ポリシーを策定し、取締役会へ提言を行う

² 独立取締役については、新会社法 149 条4 項において、すべての上場公開会社(Every listed public company)は少なくとも取締役の3 分の1 以上を独立取締役とすることが規定されている。さらに Draft Rules under Companies Acts, 2013 Chapter XI において、上場公開会社のみならず、①資本金が 10 億ルピー以上の公開会社、②売上高が 30 億ルピー以上の公開会社、③負債総額が 20 億ルピーを超える公開会社において独立取締役を任命することが求められている。

(2) CSR 活動に対して拠出すべき金額を計算し、取締役会へ提言を行う

(3) 会社が CSR ポリシーに則して CSR 活動を行っているかのモニタリングを行う

なお、CSR 委員会が CSR ポリシーを作成するにあたって含めるべき事項として、CSR 活動として実施するプロジェクトやプログラムのリスト、実施方法、選択したエリア・セクター、スケジュール等が CSR ルールにて例示されている。

一方、新会社法 135 条 1 項の CSR の該当要件に関する基準においては「Every Company」と規定されており、上記 3 に記載した要件に該当するすべての会社は独立取締役を任命することが求められている。

したがって、149 条 4 項等において独立取締役を任命する必要がある非公開会社であってもこの規定に該当する会社は、独立取締役を任命する必要があることになる。

5. 取締役会の CSR 活動に対する責任

上記 3 の要件に該当するすべての会社の取締役会は、CSR 活動に対して以下の責任を負うこととなる。

- CSR 委員会の任命
- CSR 委員会によって提言された CSR ポリシーの承認、および取締役会報告書 (Director Report) の中での CSR ポリシーの内容の開示および会社のウェブサイトへの掲載
- CSR 活動が会社によって適切に行われていること

- CSR 活動に対して平均純利益の 2% が会社によって使用されていること
- 取締役会報告書の中での CSR 活動の報告、および CSR に関連する規定に準拠していない場合にはその旨の記載

6. 適切な CSR への拠出とみなされる活動

CSR 活動のための適切な拠出としてみなされる活動については、新会社法のスケジュール VII に例示されている。その活動は以下のとおりである。

活動内容	
1	環境保護活動
2	女性の権利向上や男女同権の促進
3	教育の促進
4	貧困の減少、飢餓の撲滅
5	社会的な事業プロジェクトの実施
6	子供の死亡率の減少および母体の衛生環境の改善
7	健康の増進
8	職業的技術の訓練
9	社会経済の開発および開発のために設立された中央政府および州政府による基金に対する寄付
10	その他の定められた事項

さらに、CSR ルールにおいて、以下のような CSR 活動に関するガイドラインを示している。

- 会社は、一定の条件のもと、自ら非営利団体の設立、または自ら設立していない非営利団体を通じて CSR 活動を実施することができる。
- 会社は他の会社と CSR 活動を共同にて実施することができる。
- インドにて実施される CSR 活動のみが、認

められた CSR 活動となる。

- 会社の通常の業務遂行において行われる活動は CSR 活動から除外される。
- もっぱら従業員やその家族へ恩恵を与える活動は CSR 活動には含まれない。

7. おわりに

上記のとおり、要件に該当した場合、会社は CSR 委員会を設置し、特定の CSR 活動に平均純利益の少なくとも2%を使用するとともに、取り組みについての開示を行うことが必要となる。また、CSR 委員会のメンバーのうち1名は独立取締役でなければならない。

CSR に関連する規定はまだ施行されていないものの、現状のまま施行されれば、要件に該当する会社においては、当該規定に準拠するために上記の事項への対応が求められる結果となる。

今後は、まずは上記の要件に該当するかについて確認を十分に行い、該当すると予想される会社は、CRS 委員会の独立取締役を含むメンバー候補および拠出対象となる CSR 活動の選定等について、早い段階から検討しておくことが望まれる。

また、CRS に関連する規定が施行されるまでに変更される可能性があるため、今後の動向についても注視していく必要がある。

※次回は第 30 号に掲載します。

加藤 正一 (かとう まさかず)

KPMG インド
(チェンナイ)
マネジャー
米国公認会計士



2005 年 3 月にあずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、SEC 登録会社および製造業、通信業等の会計監査およびデューデリジェンス業務に従事。2013 年 8 月より、KPMG インド チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。

**【Vietnam】****ベトナムにおける IT 企業設立の概要と実務上の留意点**

松村 侑弥 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

アジアの新興国の中でも特に IT 教育に注力しているベトナムは、日本をはじめとする諸外国の IT 企業からオフショア開発拠点として注目を浴びている。また IT 企業に対しては優遇税制を設ける等、ベトナムにとって IT 企業の誘致は重要な政策であると位置づけられている。なお、IT 企業の設立は、他業種の会社設立と比べても最も簡単な部類に入るが、いくつか留意すべき点がある。そこで今回はベトナムにおける IT 企業設立の概要と実務上の留意点に関して解説したい。

1. 設立概要

以下、企業設立の際に留意すべき一般的な点及び IT 企業特有のライセンスを中心として説明したい。

1. 進出形態

IT 企業がベトナムへ進出する場合、新規で現地法人を設立するケースが最も一般的である。また、最近では IT 技術や IT 人材が成熟してきており、実績や信用のあるベトナムローカル IT 企業をパートナーとして買収・合併を選択する企業も少なくない。実務上、IT 産業に対して外資規制等は特に厳しくないため、新規設立・買収合併のいずれも容易に申請が可能である。

2. 設立期間

IT 企業の設立はシンプルなため、設立までの期間はおおよそ3カ月程度である。その内、申請書類の準備に1カ月、ライセンス審査に2カ月程度が一般的な事例である。ただし、書類不備の指摘や当局担当官の出張等により、設立期間が延長されてしまう場合も大いにあり得るため、スケジュールに関しては余裕を持ってみていただきたい。

3. IT 企業ライセンスの概要

現地法人設立（投資ライセンス）申請を行う際に、事業内容を検討することは重要である。また必要とする事業ライセンス取得が抜けていたばかりに、会社設立後に事業活動を行えないといったリスクも存在する。そのため、事前に事業内容を固め、適切に事業ライセンスを申請することが必要である。

なお、ベトナムへ進出する IT 企業の事業内容は、オフショア開発が最も多い。この場合、以下3つの事業一式を取得するのが一般的である。

- ① ソフトウェア製造
- ② ソフトウェア保守
- ③ IT 分野におけるコンサルティング

なお、近年では単なるオフショア開発拠点としてのみならず、BPO サービスやコールセンター等の各種 IT 関連サービスを主要目的とする企業も進出している。ただし、日本の先端的な IT サービスは、そもそもベトナムには概念がないため、実施サービスごとに各省庁の審査を受ける必要があることから、専門家や当局へ事前に問い合わせることをお勧めしたい。

4. 資本金の設定

法令上、ベトナムには最低資本金規制はなく、どの企業も自由に資本金額を設定できているが、実務上は製造会社や商社・販売会社等の設立の際、実際に事業運営ができるのかといった点を厳しくチェックされ、増資を要求されるケース等が多々見られている。IT 企業の場合はそこまで厳しい調査が行われることはあまり無く、簡易的に金額を確認される程度である。

なお、一般的には、事業規模にもよるが、資本金額が少なくとも約 300 万円相当あれば事業の遂行に足ると判断されているようである。しかしながら、日本人駐在員にかかるコストやオフィス賃貸料を負担し、キャッシュが尽きてしまった場合は親会社からの借入等を行う必要があるため、目安としては少なくとも1年間は事業活動が行える程度の資本金を設定されることをお勧めしたい。

5. オフィス賃貸契約

賃貸契約書は、業種に関わらず、現地法人設立申請の中で非常に重要度が高く、当局から最も厳しく審査される書類である。実務上、以下のような理由で、追加説明を求められるか、

もしくは申請書類を却下されるケースが多く見られている。現地法人設立をスムーズに進めるためにも、事前に認識し、慎重に確認しておくことが望ましい。

- a) オフィスの位置が政府の開発予定地(入居禁止地区)に該当している
- b) 賃貸契約の記載事項(利用目的や賃貸期間等)が不足している
- c) 賃貸オフィスに必要書類(物件所有証明書、土地使用権証明書、建設許可証、竣工認定書等)が揃っておらず、リース可能な状態を確実に証明できない
- d) 貸主が、オフィスリース権の保有を証明できない(ライセンスが無い場合を含む)
- e) 貸主が、税申告や当局への定期報告等を果たしていない

なお、現地法人の設立にかかる書類や手順については文末を参照されたい。

II. 税務上の留意点

ベトナムでは日本に比べて税務リスクが非常に高い。具体的には、税務調査時に非常に細かな点まで追求され、申告漏れに対しては罰金や延滞税が科される。これにより、最悪の場合は申告漏れの税額の数倍のペナルティーが科されるケースも起こりうる。さらに書類の不備に対しても厳しく確認されるため、ベトナムは税務リスクが非常に高いということを認識することが重要である。以下、IT 企業が特に留意すべき税務上の留意点を説明する。

1. 法人税

1.1 法人税優遇税制の適用対象

従来、2009年以前に設立した企業に対して、共通投資法および法人税法上、「ソフトウェア製造」および「ソフトウェアサービス提供」に関して法人税優遇税制を受けられる旨が明記されていた。ただし、09年の法人税法改正にて、「ソフトウェアサービス提供」に対する優遇税制に関する記載が削除され、「ソフトウェア製造」に対する優遇税制のみが残る形となった。つまり、現在、共通投資法および法人税法の規定に矛盾が生じている。実務上の取り扱いは、法人税法に従い「ソフトウェア製造」のみに優遇を適用するケースが多い。

1.2 優遇税制に該当するかの確認

現行のベトナムIT法上、「ソフトウェア製造」および「ソフトウェア加工」という用語の両方があるものの、「ソフトウェア製造」の定義は具体的に規定されておらず、「ソフトウェア加工」のみ定義がある。ただし、「ソフトウェア加工」の定義の中に「ソフトウェア製造」を示唆する文言が記載されており、「ソフトウェア製造」と「ソフトウェア加工」の区分があいまいである。そのため、実務上は事業内容が「ソフトウェア製造」に該当するかどうかを各社で判断し、法人税を申告することが一般的である。ただし、法律が完備されておらず、ベトナムの各地方税務局も「ソフトウェア製造」について適切に理解しているとは言い難いため、税務調査の際に優遇税制の適用可否について議論が起きている。

上記の論点について、13年9月に発行された

オフィシャルレター¹によると、事業内容が優遇に該当するかどうかは事前に情報通信省に確認を行い、判断を仰ぐ必要があるとのことである。つまり、今後IT企業が優遇税制を適用するためには情報通信省の確認が必要となる可能性がある。現時点では、実務上の取り扱いが不明確であるため、今後の追加案内が待たれている。

2. 個人所得税

一般的に、ベトナムでは個人所得税は税務リスクが高い。なぜなら外国人の個人所得税は、計算が簡単かつ税額が高いため、税務調査の際に最も着目されやすいためである。また法人税優遇が適用されるIT企業では、外国人の個人所得税額が最大の税金となることも珍しくなく、当然ながら他の税金に先立って調査が行われることは容易に推測できるであろう。個人所得税に関しては細かな論点も多く存在するが、基本的には税法に基づき、全世界所得を適切に申告することにより、大きなリスクは回避できるため、適切な申告が最大の節税となる点には留意していただきたい。各論に関しては、過去のレポートを参考にする、もしくは専門家へ確認をされたい。

III. 労務上の留意点

ストライキ等の情報に関心の高い製造企業とは異なり、IT企業は労務上の懸念点はそれほど多くない。しかしながら最近の実務として外国人駐在員の労働許可証の取得が煩雑になってきたことや、優秀な人材確保の問題は是非知っておいて頂きたいため、下記にて説明を行う。

¹ 2013年9月20日税務総局発行のオフィシャルレター3097/TCT-CS

1. 外国人駐在員の労働許可証の取得

原則としては、現地法人の外国人法的代表者をはじめ、外国人駐在員がベトナムに就労する15営業日前までに、労働許可証を取得しなければならない。その後ベトナムでの滞在状況により、ビザ(最大有効期限1年)、あるいはレジデンスカード(最大有効期限2年で、有効期間中はビザなしでベトナムへの入出国可)の取得という選択肢を取る事が可能である。

ただし、労働許可証申請書類へ設立後の現地法人の捺印が要求されているため、会社設立(投資ライセンス取得)までに、当局に労働許可証申請書類を提出することが実質不可能であることが実情である。

そのため、一般的な取扱としては、現地法人設立の間に、余裕をもって現地法人の法的代表者本人が申請書類を準備しておき、現地法人設立後、直ちに労働許可証を申請することが最善策である。

また、外国人の労働許可証の取得に関して 13 年 11 月 1 日施行の新しい政令が発効しており、これまで無かった地方人民委員会から承認を受ける必要がある等の内容が盛り込まれたことによって、従前以上に外国人に対する労働許可証発行が厳しくなっている。要件に関しては、大学での専攻がベトナムで従事する業務に関連すること、もしくは5年以上の実務経験証明書の発行が必要となるため、当該要件を満たしていない場合は労働許可証の取得が難しいのが現状である。当該事項に関しても、社内人事を行う前に事前に専門家へ問い合わせを行うことをお勧めする。

2. 人材確保

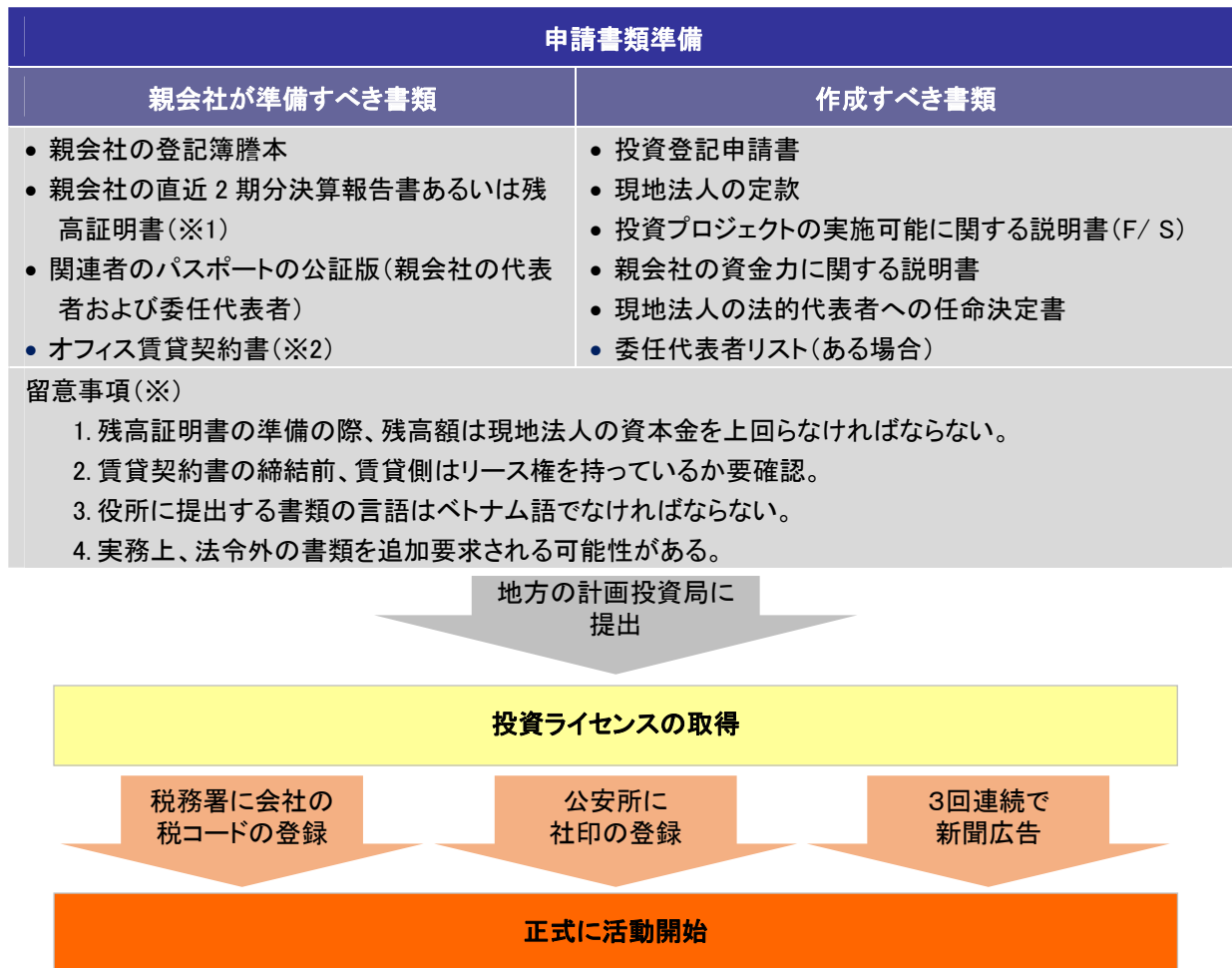
現在、ベトナムは IT 教育に力を入れており、多くの優秀なエンジニアが育っている。また日本へ留学しているエンジニアを日本本社で採用し、ベトナムへ現地代表として送り込むケースも多々見られる。この場合のメリットは、親会社の文化を理解させることが出来るほか、日本人の駐在員を派遣する場合と比較して、人件費を節約することができる。

また、IT 企業の進出が増加しており、マネジメントレベルの優秀な人材確保は難しくなっている。優秀な人材に関しては、給与水準が高騰しているため、能力に見合った水準の報酬を与えなければ、転職されるリスクも高い。さらに、優秀なエンジニアは、一定の実務を積んだ後に独立する傾向が他の業種と比較して高いため、キャリアアッププランを適切に提示することも重要である。

おわりに

これまで、日系企業はベトナム企業へオフショア開発を委託することが多かったが、懸念点であった IT インフラ等に関しても整備されつつあり、最近では自ら進出を果たす企業が多い。また現在、スマートフォンやインターネットの普及率が著しいことから、投資の目的もオフショアのみならず国内市場を対象としたサービスが増えており、ベトナムの IT 業界は今後益々発展していくことが容易に推測できる。本文では設立概要および実務上の留意点について簡単にまとめたが、IT 企業が進出しやすい環境は整備されつつあるため、進出に関してはぜひとも前向きに検討されたい。

【現地法人設立手順】



【参考文献】

- ベトナム WTO に対するサービス関連保証表
- 2005 年 11 月 29 日付の共通投資法 59/2005/QH11
- 共通投資法の詳細規則および一部施行ガイドラインとなる 2006 年 9 月 22 日付の政令 108/2006/ND-CP
- 2006 年 6 月 29 日付の IT 法 67/2006/QH11
- IT 法の詳細規則および一部施行ガイドラインとなる 2007 年 5 月 3 日付の政令 71/2007/ND-CP
- 2013 年 6 月 19 日付の改正法人税法 32/2013/QH13
- 法人税優遇税制に関する 2013 年 9 月 20 日付のオフィシャルレター 3097/TCT-CS

※次回は第 30 号に掲載します。

松村 侑弥
(まつむら ゆうや)

コンサルタント
I-GLOCAL CO., LTD.



2011 年同志社大学商学部卒。12 年 I-GLOCAL 入社。現在はハノイ事務所にて、ベトナム進出企業の設立支援、会計・税務アドバイザリーを担当。



【China】解説・中国ビジネス法務 第 11 回

「中国(上海)自由貿易試験区銀行業 監督管理関連問題に関する通知」

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一 はじめに

2013 年 9 月 29 日に中国(上海)自由貿易試験区(以下「上海自由貿易区」)が発足しました¹。具体的には、既存の上海総合保税区の統管範囲である上海市外高橋保税区、外高橋保税物流パーク、洋山保税港区、上海浦東空港総合保税区という4つの税関特別管理区域を指します。

「中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」²は、9 月 18 日に公布した「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」³に基づいて中国銀行業監督管理委員会(以下「銀监会」)によって公布された上海自由貿易区の金融機関に対する監督および管理に関する規定であり、8 項目の措置について規定しています。なお、本通知は、

「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」において規制が緩和されることが予定されていた金融分野について、規定したものです。

本通知の主な内容は、以下のとおりです。

二 概要

1. 外資銀行規制の緩和

本通知では、上海自由貿易区における外資銀行の進出を支援(原文は「支持」)するとし、①条件に合致する外資銀行の子会社(同「子行」)、支店(同「分行」)、営業拠点(同「专营机构」)および中外合弁銀行(同「中外合资银行」)の設立、および②外資銀行の上海自由貿易区内の出張所(同「支行」)の支店への格上げを許可すると規定しています。

従来、外資銀行の子会社、支店等および中外合弁銀行の設立については、銀监会の許認可が必要であり、審査基準に関しては、「中華人民共和国外資銀行管理条例」(以下「外資銀行管理条例」)およびその実施細則が適用されていました。この点、本通知により、当該銀监会の審査基準等が緩和されることが想定されておりますが、どのように緩和されるかまでは明らかにはなっておりません。また、本通知は、代表処(原文は「代表处」)を支店に格上げすること、また支店が人民元業務に従事するための年数制限の要求を適切に短縮することを研

¹ 上海自由貿易区では投資管理の方法として、届け出制およびネガティブリストを採用しております。具体的には、以下のような制度が採用されております。

・審査認可管理から届出管理に変更

2013 年 10 月 1 日から 3 年間、特殊参入制限措置の実施対象企業以外の外資企業の設立と変更について、政府部門の審査認可を不要とし、届け出管理を行うとしております。また上記 3 年間の期間経過後、すなわち、上海自由貿易区の試験の結果によっては、関連の法制度を改正するか、または現状を維持するのかを決定するとのことです。

・ネガティブリスト管理

上海自由貿易区において、ネガティブリスト管理方法を導入し、ネガティブリストに含まれていない分野の外商投資プロジェクトについて、上記の届け出管理を実施しております。

² 中国銀监会关于中国(上海)自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知(银监发[2013]40号)

³ 国务院关于印发中国(上海)自由贸易试验区总体方案的通知(国发[2013]38号)

究・推進すると規定しております。この点、「外資銀行管理条例」では、外資銀行は中国で代表処を設立してから2年以上を経なければ支店を設立できず、中国国内で3年以上営業を行わなければ人民元業務に従事できないとしている規制が、本通知により短縮されるのではないかと予想されます。

2. 民間資本の銀行業進出

本通知では、条件に合致する民営資本による民営銀行、金融リース会社および消費者金融会社等の金融機構を設立することを支援すると規定しています。従来、中国においては、民間資本による銀行業への参入については、1996年の民生銀行の設立の例があるのみで、実務上制限されてきました。この点、本通知により、上海自由貿易区においては民営資本の銀行業への参入が容易になる可能性があるため、今後の動きが注目されます。

3. 中国資本の銀行の進出、ノンバンク金融会社の設立

本通知では、中国資本の銀行の支店新設や、拠点の支店又は出張所への格上げ、条件に合致する企業集団財務公司等のノンバンク金融会社の設立、条件に合致する発起人が自動車金融会社・消費者金融会社を申請設立すること、また、全国性金融資産管理会社の分公司および金融リース会社の専業子会社の設立等を支援することが規定されています。

4. クロスボーダー投融資サービスおよびオフショア業務

本通知では、銀行業金融機構が、コモディティ商品、トレードファイナンス、サプライチェーンファイナンス等のクロスボーダー融資業務の展開を支援し、ク

ロスボーダーM&A ファイナンスおよびプロジェクトファイナンス等のクロスボーダー投資金融サービスの推進を支援し、また条件に合致する中国資本の銀行のオフショア業務の展開を支援すると規定されています。

5. 参入方式の簡素化および監督管理サービス体系の改善

本通知では、銀行の支店級以下(支店を含みません)の機構、高級管理層および部分業務の許認可事項を事前審査から事後報告に変更し、「快速手続ルート(原文は「绿色快速通道」)」との時間制限を設けた管理制度を導入すること、また、監督管理サービス体系の改善をすることについても規定されています。

以上、本通知は、上海自由貿易区における金融業に対する規制緩和の方向性を定めたものと位置づけられますが、原則的な規定にとどまっており、規制緩和の具体的な内容については、今後の具体的な規定の公布に注視する必要があります。

※次回は第30号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001年早稲田大学政治経済学部卒。2007年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008年弁護士登録。2010年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。



【China】

「中華人民共和國企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)」の解説

潘 立冬、楊 金海 敬海法律事務所

はじめに

最高人民法院は 2011 年 8 月 29 日、中華人民共和國企業破産法(以下、「企業破産法」)の司法解释となる「中華人民共和國企業破産法の適用の若干問題に関する規定」を公布し、破産実務における、破産の原因の判断、破産に当たっての清算の権利、挙証責任等に対する解釈をより明確化したが、その後も、法院の審理において、破産財団の認定基準が各地域で異なり、破産における債権債務の適正・公平な整理に混乱が生ずるという問題が発生していた。

そこで、最高人民法院は、破産財団の認定に係わる法律の適用を更に明確にし、破産債権の公平で秩序ある配当を実現するために、13 年 9 月 5 日、「企業破産法の適用についての若干の問題に関する規定(二)」(以下、「本規定」)を公布し、同年 9 月 16 日より施行した。48 条から構成される本規定は、破産財団の認定、否認権、取戻権、相殺権、訴訟時効などについて定めており、破産財団の的確な認定、効率的な破産財団の解釈において極めて重要な指針となる。本稿では企業破産法およびそれに関連する法律規定に照らしながら、本規定のポイントについて解説する。

1、破産財団の認定

本規定によると、破産財団を構成する財産には、

破産手続き開始時に破産会社が所有していたすべての財産および破産手続きが完了するまでに破産会社が取得した財産、破産手続き完了後に配当されたその他の破産会社の財産、ならびに営業継続により新たに取得した財産が含まれる。つまり、破産会社が破産当時所有する貨幣、現物以外に、破産時に所有していないものの、合法的に回収すべき債権、また合法的に譲渡可能な債権、株式持分、知的財産権、および用益物権などの財産権が含まれるということになる。

ただし、破産会社が、貯蓄、保管、委託、代理販売、使用貸借、寄託、賃貸借等の契約、またはその他の法的関係に基づいて占有、使用する他人の財産、所有権が留保されていて所有権をまだ取得していない財産、国に帰属し譲渡することのできない財産、およびその他の法律、行政法規の定めにより破産財団の対象とされていないものは、破産財団を構成しない。

2、否認権

否認権は、破産会社が弁済能力を喪失したとき、無償譲渡、不正取引または特定の個別の破産債権者への弁済などの方法により、総債権者の利益を侵害し、公平弁済の原則に反することを防止するために企業破産法が設けた制度である。否認権の行使による法的効果は、破産会社が破産申立前の法定期間内に行った詐害行為が取り消されること

である。したがって、企業破産法および契約法には、破産会社が無償譲渡した財産、放棄した債権、弁済期が到来していない債務の繰り上げ弁済、明らかに不合理な価格での財産譲渡などを取消可能な詐害行為と定めている。管財人または破産会社債権者は、破産会社が詐害行為を行ったことを知ったとき、否認権を行使することができるが、破産会社が、生産維持のために支払った水道費、電気代、労働報酬、人身損害賠償金およびその他破産会社の財産上の利益となった個別の債権者に対する弁済に対しては、否認権を行使することはできない。

本規定は、管財人の過失により否認権を行使しないことにより、破産会社の財産に不当な減少がもたらされた場合、破産会社債権者は、管財人に対し、その損失に相応する賠償責任を請求することができる。たとえば、管財人が、否認権の行使を怠った場合、本規定第 13 条により、破産会社債権者は契約法の規定に基づき、破産会社に対し直接的に取消訴訟を提起することができる。ただし、これにより取り戻した財産は、破産財団に帰属し、個々の債権者への弁済に供してはならない。

3、取戻権について

取戻権には、一般の取戻権、代償的取戻権、所有権留保取戻権、売主取戻権を含むが、企業破産法が定める取戻権以外に、その他の法律に定める取戻権も含む。

- ① 一般の取戻権。破産会社が占有する他人の財産について、その財産の権利者は、管財人からその財産を直接に取り戻す権利を有する。管財人が、その財産を返還しない場合、権利者は訴訟手続きを通じて取戻権を行使

することができる。ただし、当該財産が第三者に譲渡され、即時取得された場合、当該財産の所有権は第三者に帰属する。原権利者は、処分権を有しない破産会社に対し、賠償を請求する権利を有する。第三者が当該財産を即時取得しなかった場合、第三者は譲渡された財産の所有権を取得できず、原権利者は、当該財産の交付の有無に応じて、破産者または第三者に対して当該財産の取り戻しを主張することができる。

- ② 代償的取戻権。破産会社以外の者が取戻権を有する目的物が毀損、紛失した場合、その財産の権利者は、取戻権の目的物の価値代替物に対して取戻権を行使する権利を有する。たとえば、保険金、賠償金、代償物などの対価がこれにあたる。この規定は、破産会社以外の者の財産取戻権についての必要な補足規定である。権利者が、代償的取戻権を行使する要件としては、財産の毀損、紛失による保険金、賠償金または代償物を債務者の財産と区別できるか否かということである。この区別ができる場合、権利者は保険金、賠償金または代償物を取り戻すことができる。この区別ができない場合、権利者は代償的取戻権を行使することができず、通常は財産の毀損、紛失日に応じて、破産債権または財団債権に準じて破産手続きにおいて弁済を受けるにとどまる。

- ③ 所有権留保取戻権。これは契約法で定められた権利の破産手続きにおける適用であり、当事者が、売買契約で所有権保留を約定した場合、目的物の所有権が移転するまで、

買主が約定通りに代金を支払わなかったり、目的物を売却したり、質権を設定したり、または不当な処分を行うなどにより売主に損失を与えたときは、売主は売買目的物の取り戻しを主張する権利を有する。ただし、買主が、目的物代金総額の75%以上を支払うか、または第三者が目的物を即時取得した場合、売主は取戻権を行使することができない。

- ④ 売主取戻権。この権利の目的は、売主が発送した売買目的物の対価を取得する権利を保障することである。動産売買契約において、売主が目的物を発送した後、対価を全額取得していないときであって、買主が目的物を取得する前に破産した場合、売主は目的物の取り戻しを請求することができる。売主取戻権の行使の要件として、売主がその目的物に所有権を有していることまでは要しない。

売主取戻権行使の要件としては、目的物が運送中であることであり、目的物を買主に引き渡す前に、売主目的物の取戻権を行使しなければならない。売主は、その権利を運送請負人または実際の占有者に直接行使することができる。たとえば、特別な事由により、運送請負人に取戻権を行使できない場合、貨物が管財人に到達した後に、直接、管財人にその貨物の取り戻しを主張することができ、管財人は目的物を売主に返還しなければならない。売主が正当な理由なく、目的物が管財人に到達する前に売主取戻権を主張しない場合、当該取戻権を喪失する。

4、相殺権

破産手続き開始時まで、債権者と債務者の間で、互いに債務を負っていた場合、債権者は、破産手続き開始後に、管財人に対して相殺を主張することができる。相殺権行使により、債権者は、破産債権を相殺の範囲内で、破産財団から全額優先的に弁済できる。また、その他の債権者より優先的な地位を有することになり、破産財団における低い比率での配当を回避することができる。

具体的な定めについては次の通りである。

- ① 債権者は、管財人に相殺を直接に請求することができる。これに対し、管財人が異議を申し立てなかった場合、相殺は管財人が通知を受領した日から効力を生じる。管財人が異議を申し立てた場合、通知を受領した後、3カ月以内に訴訟を提起しなければならない。
- ② 相殺権は、債権者が行使するものとし、債権者の申し出がない場合、管財人が自ら相殺を主張してはならない。ただし、管財人の相殺の主張が、総債権者の財産上に利益となる場合を除く。
- ③ 相殺権を行使する時において、双方の債務が種類・品質の異なる債務であったり、またはまだ履行期が到来していない場合においても、債権者は、相殺を主張することができる。

5、破産会社の対外的債権の時効

企業破産法の規定によると、破産手続き開始後、管財人が、破産会社の財産・印鑑、帳簿・契約文書などの資料を管理し、破産会社の財産状況を調査し、破産会社の財産を管理、処分、換価、配当する

が、管財人は、破産手続き開始前の企業の経営に参加したことがないため、管理した後、財産整理、帳簿閲覧に時間を必要とする。管財人が、管理を行っている間に、時効を徒過することにより破産会社の財産に不当な損失がもたらされることを回避するために、本規定第 19 条は、破産者の対外的債権について、その訴訟時効は、破産手続開始日に中断され、新たに時効期間が進行すると定めた。また、これまで、対外的債権を即時に主張しない破産会社の消極的な債権放棄行為に対し、事実上、取消権を行使することができなかった。これに対し、第 19 条は、破産者が、正当な理由なく、弁済期が到来した債権を行使せず、その対外的債権が、破産申立を受理する前の 1 年以内に、訴訟時効を超過した場合、上述債権の訴訟時効は、破産手続開始日から起算するとした。

6、破産財団に対する債権者の訴訟提起

破産手続き開始後、債務財団の完全性を実現するため、破産会社の財産をすべて破産手続きの下に服させ、債権者全員に配当することになっている。管財人は、破産会社が他の者に対して有する債権を回収する。具体的には、破産会社の出資者が払い込んでいない出資金、無断で引き揚げた出資金、および破産会社の株主と破産会社の間で財産が混同されている場合の株主の財産などを含み、総債権者全員の利益の最大化を図る。ゆえに、破産財団による弁済はすべて破産手続きを通じて行われなければならない、個別訴訟、仲裁または執行などの手続きにより個別債権者への弁済をしてはならないことになっていた。

これについて、本規定第 21 条から第 23 条は、破産手続き開始まで、債権者が債務会社を代位して

提起した債権者代位権などに関する訴訟において、破産手続きが開始された時点で本案審理が終結していない場合、法院は、その審理を中断し、破産手続き開始後は、債権者の訴訟を却下するとした。破産手続き開始前に、本案に関する判決等、債務名義が効力を生じたが、執行を完了していない場合、破産手続き開始後、執行を中止し、債権者は、管理者に破産債権を申告しなければならない。破産手続き開始後、債権者が、破産会社の財産に対し、その債務の直接的弁済を求めるために新たに訴訟を提起しても、不適法却下となり、債権者は企業破産法に定める手続きによりその権利を行使する必要がある。

まとめ

本規定を受けて、破産会社の債務・債権関係については、以下のことに注意を払って対処することが望ましい。

- (1) 破産事件において、破産会社は、利権がらみの衝動により、破産手続き開始前に、財産を移転し債務の弁済を回避したり、個別の債権者へ偏頗（へんぱ）弁済を行うことがよくある。また、債権者も、不正な手段により財産を取得することがある。そのため、債権・債務を徹底的に調べ上げたうえで、即時に否認権を行使し、破産会社の破産財団に遺漏のないようにしたい。このことは、少しでも高い比率で配当を受けるための基本である。
- (2) 実務において、会社株主が全額を出資していなかったり、または出資を無断で引きあげることがよくみられる。本規定に

より、当該企業の破産手続き開始時に、当該株主の払込出資が定款に定める履行期に到来していなかったり、または時効期間を超過したとしても、訴訟手続きにより追及し、破産財団に算入することができる。

- (3) 企業間で加工生産委託を行うとき、委託者が原材料、金型、器械設備、機械計器、図面などの物品を受託者にわたすことが一般的である。したがって、委託者は加工委託契約を締結するだけでなく、貸与契約も締結し、相手方に物品受領書に署名・確認させることを忘れてはならない。これによって、所有権の帰属を証明でき、受託者が破産した場合でも、取戻権を行使できなくなるといった事態が回避できる。
- (4) 売買契約を締結するとき、分割払いや代金の一部を事前に支払う方式を用いる場合、所有権保留の方式で契約を締結

することが望ましい。これは、買主が破産した場合において、取戻権の行使が認められやすいからである。

※次回は第 30 号に掲載します。



潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm



楊 金海
弁護士

黒龍江省鶏西大学日本語学科、及び中山大学法学部卒業。日系企業にて計 17 年間、法務・人事業務に従事。国家司法試験合格後、2011 年より敬海法律事務所勤務。日本語能力と長年に渡る日系企業での勤務経験を活かし、労務管理、社内規則制度確立、労働紛争解決、会社法実務、契約書起草・確認等のリーガルサービスを華南地区の日系企業を対象に提供している。



アジア経済情報

マレーシア

～投資加速、輸出回復で景気は持ち直し～

杉田 智沙 みずほ総合研究所

2013 年2Q の成長率は加速も、力強さを欠く

2013 年4～6月期(以下、2Q)の実質 GDP 成長率は、前期比年率+5.5%と1～3月期(同1Q)の▲1.4%から大きく持ち直した(図表1)。もっとも、個人消費は減速し、輸出も減少するなど、景気は力強さを欠いている。

まず外需を見ると、財貨・サービスの輸出は▲16.4%と、1Q の+3.6%からマイナスに転じた。財貨の輸出を通関統計で確認すると、原油・石油はマイナスに転じ、パーム油や天然ゴムも引き続き低迷した(図表2)。財貨・サービスの輸入は▲21.5%と、1Q の+31.2%からマイナスに転じた。1Q における、航空機の購入などによる一時的な輸入増加の反動とみられる。純輸出の寄与度は+5.1%PTで、1Q の▲27.6%PT からプラスに転じた。在庫投資の寄与度は、1Q に大幅なプラスとなった反動で

マイナスに転じた。

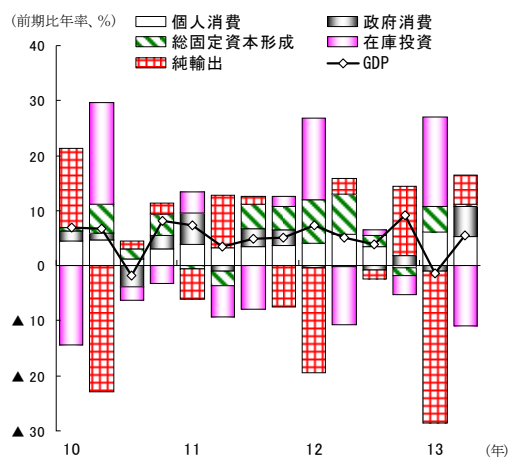
総固定資本形成は、民間投資が堅調に推移した一方で、公共投資が減少したため、前期から大幅に減速した。個人消費は+5.2%と、1Q の+6.0%から減速した。1Q に行われた低所得者向けの一時金支給(約 700 万人を対象)の反動が出た。政府消費は+5.6%と、公務員給与の引き上げ等により1Q の▲1.0%からプラスに転じた。

7月の消費者物価指数(CPI)上昇率は、前年比+2.0%と6月の+1.8%から小幅に加速した(次頁図表3)。中央銀行によると、例年よりも高温な気候が続いたことを背景に、鶏肉の供給が鈍化したことが主因である。

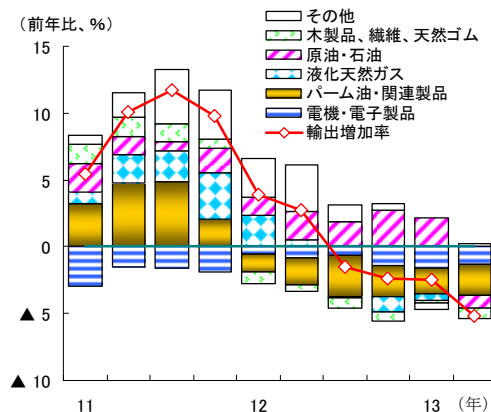
13 年後半の景気は堅調に推移

13 年後半の景気は堅調に推移するとみている。総固定資本形成は、イスカンダル・マレーシア(後

図表1 実質 GDP 成長率



図表2 通関輸出



述)などの大型投資が進んでいることから、高水準で推移すると予想される。輸出は、リンギ安を受け、緩やかに持ち直すだろう。一方、個人消費は減速する見通しである。9月3日に、10年12月以来となる燃料補助金の削減が実施されたためだ。ちなみに、補助金の削減幅は、前回は1リットルあたり5セン(1リンギ=100 セン)であったが、今回は20 センと大幅である。以上より、13 年の実質 GDP 成長率は+4.0%と予測する。

14 年の景気は輸出拡大などにより加速

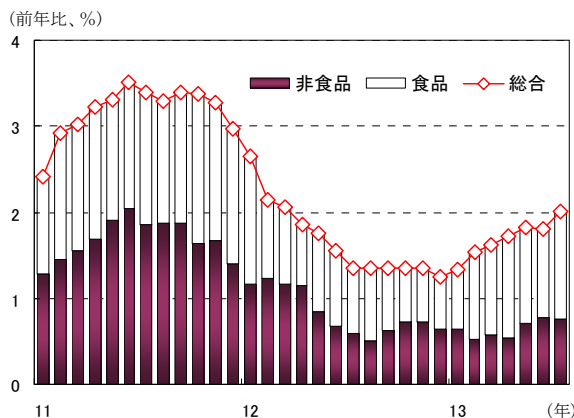
14 年の景気は、緩やかに加速するであろう。輸出は、世界経済の回復を受け、増加ペースは高まるであろう。総固定資本形成は、先述の大型投資が続くことにより、堅調に拡大するとみている。個人消費は、燃料補助金削減の影響が残るものの、現在審議中の14年度予算案において、低・中所得者に対する一時金支給が計画されていることから、拡大基調が続くであろう。また、同予算案で消費税導入案が検討されており、15年1月から導入される可能性が高いため、14年終盤には、個人消費の駆け込み需要が生じることも予想される。以上より、14年の実質 GDP 成長率は+4.5%と予測する。

イスカンダル・マレーシアが進展、投資が大幅に増加

シンガポールに隣接するマレーシアのジョホール州南部を、06年から25年にかけて、両国政府系投資会社が共同で開発する「イスカンダル・マレーシア」計画の下、運輸などのインフラ整備が進んでいる。同計画は、約22万km²を5地区に分け(図表4)、それぞれで特徴ある開発を進め、国際都市としての発展を目指すものだ。

既に、イオン系のショッピングモールや、テーマパークのレゴランドなどが進出済みだが、13年に入って投資は加速しているようだ。年初には今年の投資誘致額を約150~210億リンギ(約4,500~6,300億円)と見込んでいたが、上半期の投資額は125億リンギ(約3,750億円)と予想を大きく上回るペースで推移している。具体的な進出案件として、英国系の大学、三井物産による政府系不動産会社への出資などがある。今後も、マレーシアとシンガポールを結ぶ鉄道などの建設により、インフラの整備がさらに進展することが見込まれている。これにより、さらなる投資の誘致が目指されている。

図表3 消費者物価指数



(資料)マレーシア統計局

図表4 イスカンダル・マレーシア開発

地区名	内容
ジョホールシティセンター	金融や行政など
ヌサジャヤ	教育・医療・テーマパーク、住宅など
タンジュンパラス港周辺	物流センター
パシルグダン港周辺	企業(工業団地、電気・電子や化学ほか)
ジョホール国際空港周辺	物流、R&D拠点、住宅など

(資料)各種報道よりみずほ総合研究所作成

Back Issues

2013 年 3 月発行 第 20 号

- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(1)
- ・10 年を迎える CEPA の現状
- ・India: インドの税制[42] インドの主要な間接税スキーム(2)
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(前編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[7] 家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定
- ・China: 改正「宅配市場管理弁法」の解説

2013 年 4 月発行 第 21 号

- ・香港 10 大インフラプロジェクトの現状
- ・中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(2)
- ・India: インドビジネス最新情報[4] インドでの合弁会社の事業運営における留意点～合弁企業を成功させるための仕組みづくり～
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[40]「広東省労働保障監察条例」の影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[25] 事業承継税制の見直し～平成 25 年度税制改正大綱より～
- ・アジア経済情報: アジア概況

2013 年 5 月発行 第 22 号

- ・台湾における人民元決済の解禁と展望
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ②】マカオとの連携探る珠海・横琴新区の現状
- ・India: インドの税制[43] 2013 年度インド税制改正の概要
- ・Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(後編)
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[8]「国務院による機構設置に関する通知」および「国務院機構改革及び職権転換方案の任務実施の分担に関する通知」
- ・China: 「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(2012 年改正)の解説
- ・アジア経済情報: インドネシア

2013 年 6 月発行 第 23 号

- ・トレードファイナンスの活用～リスクヘッジから財務改善まで～
- ・【華南3大プロジェクト・シリーズ③】国家級新区となった広州・南沙新区の現状と展望
- ・India: インドビジネス最新情報[5] インドにおける非公開会社の資金調達の実務～強制転換社債を中心に～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)の優遇
- ・China: 中国ビジネス法律講座[41] 中国における知的財産権司法保護の強化～裁判所が公布した案件より～
- ・Hong Kong: 国際税務講座[26] 国外財産調書制度の取り扱い通達の公表
- ・アジア経済情報: インド

2013 年 7/8 月発行 第 24 号

- ・ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(1) ～2013 年 2 月アジアビジネスアンケートより～
- ・13 年上期の為替市場と下期の見通し
- ・中国における電子手形サービス
- ・India: インドの税制 [44] インド法人からのロイヤルティー・技術役務提供報酬受領時における外国法人のコンプライアンス ～居住者証明書(TRC)の取得実務を中心に～
- ・Vietnam: ロイヤルティーに関する実務上の留意点～日越双方の税務リスクの観点から～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[9]「消費者権益保護法修正案(草案)」
- ・China: 「改正職業病診断および検査に関する管理規則」に関する解説

アジア経済情報: アジア概況

2013 年 9 月発行 第 25 号

- ・カンボジアの現状と日系企業の進出動向
- ・ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(2) ～2013 年 2 月アジアビジネスアンケートより～
- ・India: インドビジネス最新情報[6] 新会社法～一人会社について～
- ・Vietnam: 法人所得税(法人税)法の改正
- ・China: 中国ビジネス法律講座[42] 国家級ハイテク企業の認定
- ・Hong Kong: 国際税務講座[27] 中国におけるサービス PE
- ・アジア経済情報: ベトナム

2013 年 10 月発行 第 26 号

- ・中越国境の現状と課題～ラオカイ・ルートの可能性～
- ・中国子会社の再編～事業譲渡と吸収合併の比較～
- ・ASEAN シフトへと舵を切る日本企業(3) ～2013 年 2 月アジアビジネスアンケートより～
- ・India: インドの税制 [45] 移転価格税制 事前確認(APA)制度の現状
- ・Vietnam: ベトナム子会社の設立前費用
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [10]「外国人出入国管理条例」
- ・China: 「広東省工会経費の納付管理に関する暫定弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2013 年 11 月発行 第 27 号

- ・活発化する香港でのスピンオフ上場の動き
- ・中国現法設立にかかる留意点～経営範囲の設定と子会社配当金による出資～
- ・India: インドビジネス最新情報[7] 居住者証明書(TRC)に関する改正店～日印租税条約の概観にも触れて～
- ・Vietnam: 引当金の損金算入要件
- ・China: 中国ビジネス法律講座[43] 実習生雇用の再の注意事項
- ・Hong Kong: 国際税務講座[28] 移転価格税制の改正
- ・アジア経済情報: フィリピン

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

《お詫びと訂正》

本誌第 27 号(2013 年 11 月号)9 ページの、「中国の外貨管理の規定によると、外資投資性会社は人民元建ての利益を海外送金する際、その利益金額に相当する米ドル等の外貨に兌換したうえで送金しなければなりません。」は誤りでした。現在は人民元による送金が可能です。お詫びして訂正いたします。

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部(日本)

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you